

審 査 基 準

平成29年4月1日作成

法 令 名： 自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項： 第13条第4項
処 分 の 概 要： 運送事業用自動車が運送事業用自動車でなくなった場合の保管場所標章の交付
原権者（委任先）： 警察署長
法 令 の 定 め： 自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項（保管場所 標章）、第13条第3項（適用除外等） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第4条（保管場所標章の交付の手續）
審 査 基 準： 上記法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間： 1日（行政庁の休日を含まない。）
申 請 先： 自動車の保管場所の位置を管轄する警察署の交通課（係） 八代警察署氷川幹部交番（自動車の保管場所の位置が八代警察署管轄区域内のものに限る。）
問 合 せ 先： 自動車の保管場所の位置を管轄する警察署の交通課（係）
備 考：